

教育委員会会議録

令和6年3月26日（火） 午後1時30分 開会
午後2時46分 閉会

1 議事日程

別紙のとおり

2 出席した委員等

飯田靖教育長、岡田豊委員、河野明日香委員、野杵晃充委員、内田智子委員

3 出席した職員

判治忠明事務局長、伊藤尚巳次長兼管理部長、栗木晴久教育部長
坂川智教育改革監、高木健一総務課長、細井徹財務施設課長
長坂昌彦教職員課長、大谷健二福利課長、小野内茂喜あいちの学び推進課長
橋本具征高等学校教育課長、水谷政名義務教育課長
安楽孝幸特別支援教育課長、祖父江達夫保健体育課長
兒玉真由美 I C T 教育推進課長、上田真啓中高一貫教育室長
山脇正成総合教育センター所長、川田敦行総務課担当課長
木全貴治あいちの学び推進課担当課長、近藤哲史高等学校教育課担当課長
塚田祐介総務課課長補佐

4 前回会議録の承認

飯田教育長が各委員に諮り、前回の会議録は承認された。

5 教育長報告

(1) 令和6年2月定例県議会の概要について

高木総務課長が、令和6年2月定例県議会の概要について報告。
飯田教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

(2) 令和6年度愛知県教員研修計画について

長坂教職員課長が、令和6年度愛知県教員研修計画について報告。
飯田教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(岡田委員)

役職定年後の職員に対する研修については計画の中で触れているのか。

O J Tの有効活用については、働き方改革を進める中で、先輩教員との関係が希薄になってきている状況において、有効な研修が行えるのか疑問である。また、逆に教員の負担が増えることになるのではないかと感じるが、その点についてはどう考えているのか。

(長坂教職員課長)

今回の計画において、役職定年後の職員に対する研修については触れていない。来年度から初めて役職定年の職員が出るので、考えていきたい。

OJTについては、研修のために校外へ出張するのはなかなか時間を取れないということもある。時間を効率的に利用し、学校現場で研修を行うことによってそういったことについてもフォローできるため、働き方改革を進める中でOJTは有効な研修と考えている。

(山脇総合教育センター所長)

中堅教諭の研修の中でもOJTを行っているが、自分自身で高めたい分野への研修をOJTとして受けながら力量を高めていくことができる。業務量が増えるのではなく、先輩教員から適切なOJTを受け、力量を高めることが可能となっている。

(河野委員)

教員不足と研修への参加の関係であるが、人が足りないことにより現場を離れることが難しく、研修を受けられなくなっているという話も聞く。

教員不足が一つの大きな課題となっている中で様々な研修が企画されていると思うが、しっかりと参加できるような体制が確保されているのか。

(長坂教職員課長)

研修の受講については、ブレンド型研修やハイフレックス型研修等選べるようにしており、できるだけ研修に参加できるような体制を確保している。

(河野委員)

オンライン研修は、オンデマンドやeラーニング等様々な形を組み合わせながら柔軟性を持たせているのか。

(長坂教職員課長)

オンデマンドやeラーニング研修等、様々な形を組み合わせている。

(3) 2025年度県立高等学校における統合及び学科の新設について

小野内あいちの学び推進課長が、2025年度県立高等学校における統合及び学科の新設について報告。

飯田教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(野杵委員)

県立惟信高等学校に新設される未来探究科について、どのような学科になるのか具体的に教えていただきたい。

(小野内あいちの学び推進課長)

学校が所在する場所は港区であり、名古屋港があるため運輸貿易関係の企業が立地し、関係企業に就いている外国籍の方が多く共住している。また、自然環境保全のシンボルとなっているため、多文化共生や環境整備について考え、自分自身の未来を描きながらグローバルな視点を持って探究を続けていくという意味合いで、未来探究科と名付けている。

- (4) 第四次愛知県子供読書活動推進計画（改定版）について
小野内あいちの学び推進課長が、第四次愛知県子供読書活動推進計画（改定版）について報告。

飯田教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(岡田委員)

若年層は圧倒的に電子機器に慣れているので、電子媒体の書籍について推進計画に記載されていないのであれば、記載した方が良いのではないかと。若年層の傾向を把握した上で推進計画を策定するべきだと思う。

(小野内あいちの学び推進課長)

電子書籍について推進計画には記載していないが、実際の既読率の調査において、電子書籍を読んだ場合も数に含めているので、電子書籍についても紙書籍と同じように扱っている。

(河野委員)

学校と地域の公共図書館、公民館といった様々な施設との連携も非常に重要になってくると思うが、教員の働き方改革を考えた時に、様々な制度を増やすとなると教員の負担も増える側面もある。学校と地域、家庭を含めた連携が今後課題となってくると思う。

また、今後三者の連携やNPO、読書のボランティア団体と連携して地域の文化を作っていく必要があり、子供だけではなく大人の読書活動についても検討していくことになるとは思う。

様々な連携やグッドプラクティスの共有が必要だと思うが、何か実践例等あるのか。

(小野内あいちの学び推進課長)

実態調査の結果、ボランティアとして行っていた読み聞かせ等がコロナ禍において一気に減少してしまい、今でも活動があまり戻っていないという現状を把握している。また、ボランティアの方々の高齢化により辞めてしまう等、その後の担い手が見つからない状況も多い。連携は必要であるが、そういった面も考慮していかなければならない。

図書館において読み聞かせを行う、読書活動を推進するような団体等もあるので、そうした活動に取り組む優良図書館を把握しながら普及活動をしていきたいと思う。

(野杵委員)

電子書籍の中には、耳で聴くオーディオブックというものがあり、とても多くのタイトルが出ている。中学生や高校生は、時間が限られている中で読書の時間を捻出するのが難しい。30分から1時間程度あれば、ジョギング等しながらオーディオブックで小説や時事ニュースを聴くことができるため、時間を効率的に使える。図書館で本を読むということだけではなく、デジタルを利用した読書経験を取り込んでいただけるといいと思う。

(小野内あいちの学び推進課長)

今回アンケートを取った中でも、読書をしない理由として第一に勉強や部活動、その他好きなことを行うために時間がないということが要因と挙がってきているので、オーディオブックについても今後どのような位置付けとしていくかを考えていきたい。

(5) 県立高等学校におけるスクール・ミッションについて

橋本高等学校教育課長が、県立高等学校におけるスクール・ミッションについて報告。

飯田教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

6 請願

請願第24号 研修計画に定められている県教育委員会が主催する研修に職務として

参加する場合は、参加費・資料代を無料とすることを求める請願

飯田教育長が各委員に諮り、「賛成者なし」により本請願は不採択とされた。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(岡田委員)

そもそもであるが、県教育委員会が主催する研修において、参加費及び資料代を個人負担させるということはある得ないものなのか。

(高木総務課長)

県主催の研修においても、研修体系に位置付けられた行政職員対象の研修の中で、参加が任意の研修においては自己負担が必要なものはある。県教育委員会が主催のものであっても、すべて無料というわけではない。

(岡田委員)

研修において、参加費や資料代が自己負担となっても問題ないという認識でいいのか。

(高木総務課長)

県教育委員会主催の研修の中でも、経験年数や役職に応じた必須の研修においては個人負担なしで受講できるようにしている上で、参加費を求める研修があることについては問題ないと考えている。

請願第25号 教職員課長及び瀬戸西高校校長らの処分を求める請願

飯田教育長が各委員に諮り、「賛成者なし」により本請願は不採択とされた。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(河野委員)

手続きの部分であるが、請願者が示されている事案について、兼職・兼業の承認は必要なのか。

(長坂教職員課長)

本事案である瀬戸市学校運営協議会については、瀬戸市立にじの丘小学校の運営にあたり、学校、保護者、地域住民等が運営等に参画し、市民協働による学校作りを実現することを目的とした協議会である。学校長は、地域の高等学

校を代表する立場として委員に委嘱されたものであり、協議会への参加は学校長の職務として捉えることができるため、兼職・兼業の承認は不要である。

(河野委員)

教育公務員の兼職・兼業の承認が必要となる場合について教えていただきたい。

(長坂教職員課長)

教育に関する事務事業であれば、教育公務員法第17条により、教育以外の事務事業であれば、地方公務員法第38条により許可が認められるかを判断する。どちらの場合であっても、本務への支障の有無、職務の公正、品位の保持の3つの事柄が侵されないと判断された場合に限り、従事内容、従事時間、報酬等、公務員が全体の奉仕者であることを踏まえて適切に判断する必要がある。

県立学校において、教育公務員特例法17条による兼職・兼業の承認を行った主な例として、模擬試験、各種検定試験委員、補習、教科書等の編集、大学等における評価委員等がある。

また、地方公務員法第38条による営利企業従事等の許可を行った主な例として、相続による不動産又は駐車場の賃貸、太陽光電気の販売、各種運動競技の役員・審査員等がある。

(岡田委員)

今回の事例は兼職・兼業の承認が不要とのことであるので問題はないと思うが、整合性を欠いた部分についてはしっかり反省すべき点であると思うので、改善していただきたい。

請願第26号 中学生、高校生の、「就職」について複数社の応募、受験を可能にする
ことをもとめる、請願

飯田教育長が各委員に諮り、「賛成者なし」により本請願は不採択とされた。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(野杵委員)

現状の就職に関するルールについて、教えていただきたい。

(橋本高等学校教育課長)

高校生の就職については、9月16日の選考開始から10月31日までは一人一社受験であり、11月1日以降は一人二社まで希望して就職活動をすることができるとしている。また、中学生については全県で同一日に選考を行っていることから、実質一人一社の受験となっている。

こうした中学生、高校生の就職慣行については、愛知労働局が主催する「愛知県就職問題連絡協議会」において、校長会の代表者や教育委員会、トヨタ自動車、商工会等の経営者団体が協議の上、申し合わせを行っている。

(野杵委員)

職業選択ができるように、複数の会社に応募ができたほうが良いというのは請願者に同感である。しかし、民間企業の立場から見ると、基本一人一社受験ということで大学の推薦入学に近いものがあると思う。企業が求人票を出すと、

学校内で就職希望者と面談等を行い、その中で選ばれた生徒が企業に面接を受けに来る。そのため、企業側も容易に落とすことができず、内定を前提に面接をすることになる。

しかし、一人で二社受けられる場合、企業側も受験生を落としてもいいのではないかと考えてしまうので、学生にとってもそれがいいのかどうか、考える必要がある。学校側も学生側も企業側も、ある程度予定調和的な展開を考えていると思うが、学生同士を競争させ、企業側も採用者を選ぶということになりかねない。可能であれば職業選択はできる方が良いと思うが、もう少し実態をしっかりと調べていただきたいと思う。

(岡田委員)

一人一社制は、企業側にとっては安定した人材を確保できる、学校側にとっては確実な就職先を斡旋できる、学生にとっては就職活動の負担が少ないというそれぞれメリットがあるので、今まで慣習的に行われてきていると思う。

ただ、複数応募が一般化していかない理由として、校長推薦が必要なことが一番大きいのではないかとと思う。複数応募は内定辞退を伴うので、学校に拒否感がある。学生にとっても複数応募に費やす時間的負担も大きいのではないかと。また、現在は売り手市場であるので、複数応募の必要性を感じないということも理由の一つであると思う。

しかし、教員の働き方改革の流れの中で、教員の就職指導の負担はとても大きい。校長主導の就職活動については考えていかないといけない。

子供たちの主体性を育てる、教育現場の負担の軽減にも繋がる可能性を考えると、複数応募制の理念自体は素晴らしいと思う。将来的には複数応募制になっていくかもしれないが、現状は一人一社制のメリットが大きいので、それを崩すのは難しいとも思う。将来のことを見据えながら子供たちの主体性を伸ばしていくこと等を含め、就職指導について考える必要があると思う。

(橋本高等学校教育課長)

県教育委員会として、他県の動きや、実際に就職した生徒たちの意見を聞きながら今後考えていく大きな一つの課題だと思う。次年度の愛知県就職問題連絡協議会に対して県教育委員会からも意見を取りまとめて提出し、御意見を伺いながら今後検討していきたい。

(内田委員)

複数応募ができる県は、企業側が複数応募を可としているからだと思うが、県内で複数応募を可としている企業は多いのか。

(橋本高等学校教育課長)

他県で複数応募できる企業については、企業側が複数応募可ということを公言している。

愛知県においては、学校内で何人の応募が可能、と決めている大学の指定校推薦のような形を取る求人方法と、併願を含めて応募が可能とする一般求人があるが、数値については具体的なデータを持ち合わせていない。ただ、複数応

募を可とする企業は全国規模のため、比較的数が多いと思う。

(河野委員)

面接での不適切事例について、どのように対応しているのか。以前と比べて減っているとは思いますが、ジェンダーに関わる内容や、個人の思想に関わる内容について聞かれるということがあったと思う。不適切な事例に対してどのような対応をされているのか。また、今後の対応についても併せてお伺いしたい。

(橋本高等学校教育課長)

高校においては、県教育委員会が毎年就職試験における不適切事例についての調査を実施し、その結果を各学校にフィードバックしている。各学校では、生徒に対して進路指導担当教員から調査結果を伝えるとともに、不適切事例は企業側の人権の配慮不足に基づくことを説明している。就職試験を終えた生徒からは、全県で書式を統一している「就職試験受験結果報告書」が学校に提出されるため、不適切な事例について学校で把握をし、県教育委員会へ報告等行っている。

なお、中学校においては、就職する生徒が全体の約0.2%と極めて少数であり、全県統一の調査は行っていないが、就職試験を受けた生徒から進路指導担当教員が面接内容を聞き取り、不適切事例の把握に努めている。

今後は、高等学校教育課が実施している調査を参考に、中学校でもより丁寧な聞き取りをするとともに記録を残していくよう、促していきたいと考えている。

(河野委員)

中学生、高校生が気付かないうちに不適切な質問がされている可能性があるので、人権意識の教育も必要になってくると思う。

(飯田教育長)

中学生、高校生の就職に、選択の幅を作ることはこれからの時代に必要であるが、まずは愛知労働局主催の愛知県就職問題連絡協議会において、問題意識を共有していきたいと考えている。就職の幅を広げるということは、学生にとっても企業にとってもリスクが生じるということを理解する必要がある、関係者ともより深く協議をしていきたい。

また、学生は面接での不適切な質問に対し、意識せずに答えている部分があるかもしれない。面接後に生徒が作成する報告書を参考にし、愛知労働局に対しても情報共有をしていけるような仕組みを構築しているところなので、中学校でも同様にしっかり構築していきたい。

7 議案

第5号議案 教育職員免許法並びに教育職員免許法施行法施行細則の一部改正について

長坂教職員課長が、教育職員免許法並びに教育職員免許法施行法施行細則の一部改正について請議。

飯田教育長が各委員に諮り、全員一致により原案どおり可決された。

第6号議案 愛知県社会教育施設管理規則の一部改正について

小野内あいちの学び推進課長が、愛知県社会教育施設管理規則の一部改正について請議。

飯田教育長が各委員に諮り、全員一致により原案どおり可決された。

第7号議案 愛知県立学校管理規則の一部改正について

橋本高等学校教育課長が、愛知県立学校管理規則の一部改正について請議。

飯田教育長が各委員に諮り、全員一致により原案どおり可決された。

8 協議題

なし

9 その他

なし

10 特記事項

- (1) 飯田教育長が今回の会議録署名人として河野委員を指名した。
- (2) 請願第26号「中学生、高校生の、「就職」について複数社の応募、受験を可能にすることを求める、請願」について、請願者から口頭陳述したい旨の申し出があり、飯田教育長が前回会議録の承認後、5分以内に限り口頭陳述することを許可した。
- (3) 傍聴人 1名